

鹿部消防署からのお知らせ

1 住宅用火災警報器の設置状況調査について

令和7年5月に実施した住宅用火災警報器の設置状況訪問調査にご協力いただいた町民の皆さんには、厚く御礼申し上げます。今後とも消防業務に深いご理解とご協力をお願いします。

◆鹿部町の設置状況(令和7年6月1日現在)

調査世帯：1,531件(不在等により確認ができない世帯を除く)

設置世帯：1,255件(一部設置を含む)

条例適合世帯：1,124件

◆全国、北海道の設置状況比較(令和7年6月1日現在)

	設置率	条例適合率
全国平均	84.9%	65.8%
北海道	84.7%	68.5%
鹿部町	82.0%	73.4%

※設置率は、火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、1か所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合

※条例適合率は、火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分すべてに設置されている世帯の全世帯に占める割合

平成23年6月1日から、すべての住宅の寝室と寝室が2階にある場合は階段上部に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。早期に火災を発見することにより、大事に至らなかった事例も多数報告されていますので、火災から身を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

2 住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる恐れがありますので、定期的に作動確認を行ってください。

また、設置後おおむね10年を目安に警報器本体を交換しましょう。

▼お問い合わせは、鹿部消防署予防課予防係(01372-7-3331)へ。



ダイワロイアルリゾート内の不動産取引ならお任せください
まずはお問合せください！

物件募集中！

不動産探しからリフォームまでトータルサポート
(株)ABC不動産
☎0138-27-6316
住所：北海道函館市谷地頭町22-5
ホームページのお問い合わせフォームから⇒



査定相談無料
お家へも伺います

(広告)